

医業承継の勘所

株式会社 JPコンサルタンツ

医業経営事業部 顧問

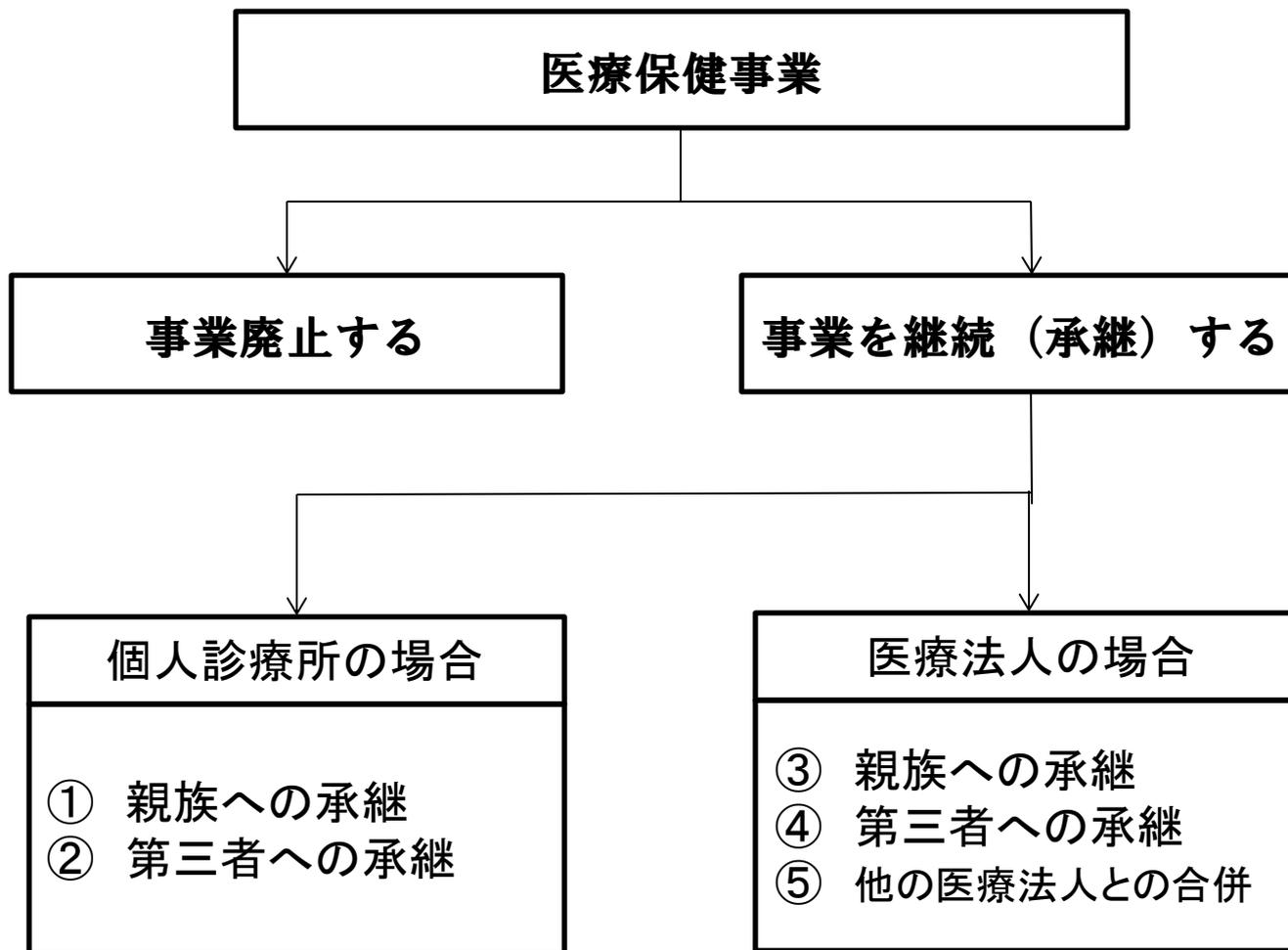
公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

前副会長

認定登録 医業経営コンサルタント (第2815号)

根 本 清 規

医業承継の形態



個人診療所の場合（生前承継）

前院長診療所の廃業と後継者の開業手続 同一場所での承継

手続 保健所 厚生局 税務署 など

厚生局 保険医療機関指定申請

（同一地で承継 遡及願有 患者、診療録の引継）

（1）親族への承継

①土地建物の取扱

賃貸 譲渡 贈与

②医療機器等事業用資産の取扱

賃貸 譲渡 贈与

	有償によるもの	無償によるもの
生計が同一	賃貸借は無いものとされる	減価償却費や維持費用等は承継者の事業所得の必要経費となる
生計が別	貸主に賃貸による事業所得や不動産所得が発生	減価償却費や維持費用等は承継者の事業所得の必要経費にならない

③借入金の承継

債権者（金融機関等）の同意必要

④スタッフの承継または解雇

継続雇用 or 解雇

どちらにしても後継者自身の明確な経営方針必要

経営方針の周知徹底 コミュニケーション要

⑤前院長への退職金の支払

支給することは出来ない

⑥前院長へ給与の支払

親と子の生計が別	子が支払う給与は、子の事業所得の計算上必要経費となる ただし、他の使用人と同様の支給基準であること 勤務実態に応じて適正額の範囲であること
親と子の生計が一	支払う給与は、子の事業所得の計算上必要経費にならない ただし、青色専従者給与要件を満たせば必要経費

(2) 第三者への承継

①土地建物の取扱

賃貸 譲渡 贈与

②医療機器等事業用資産の取扱

賃貸 譲渡 贈与

③営業権（のれん代）の評価

営業権とは

「営業規模や経営努力が他の同業者と格別異なるほどのこともないのに、通常の水準を超える高利益を継続して上げている場合、その水準を超える利益を超過利益といい、超過利益を継続的に安定して生み出す無形の源泉を元本財産に見立てて営業権という」

営業権の評価 「簡易方式による評価」

「利益還元方式による評価」

- ・一般的には、医業収入の3カ月分を上限として直近3年間の利益の平均額

④スタッフの承継または解雇

いったん退職を願いその時点で前院長から退職手当等の精算を行い、その後後継者が旧スタッフと面談して就業希望者の可否を判断する。

医療法人診療所の場合

開設者 = 医療法人

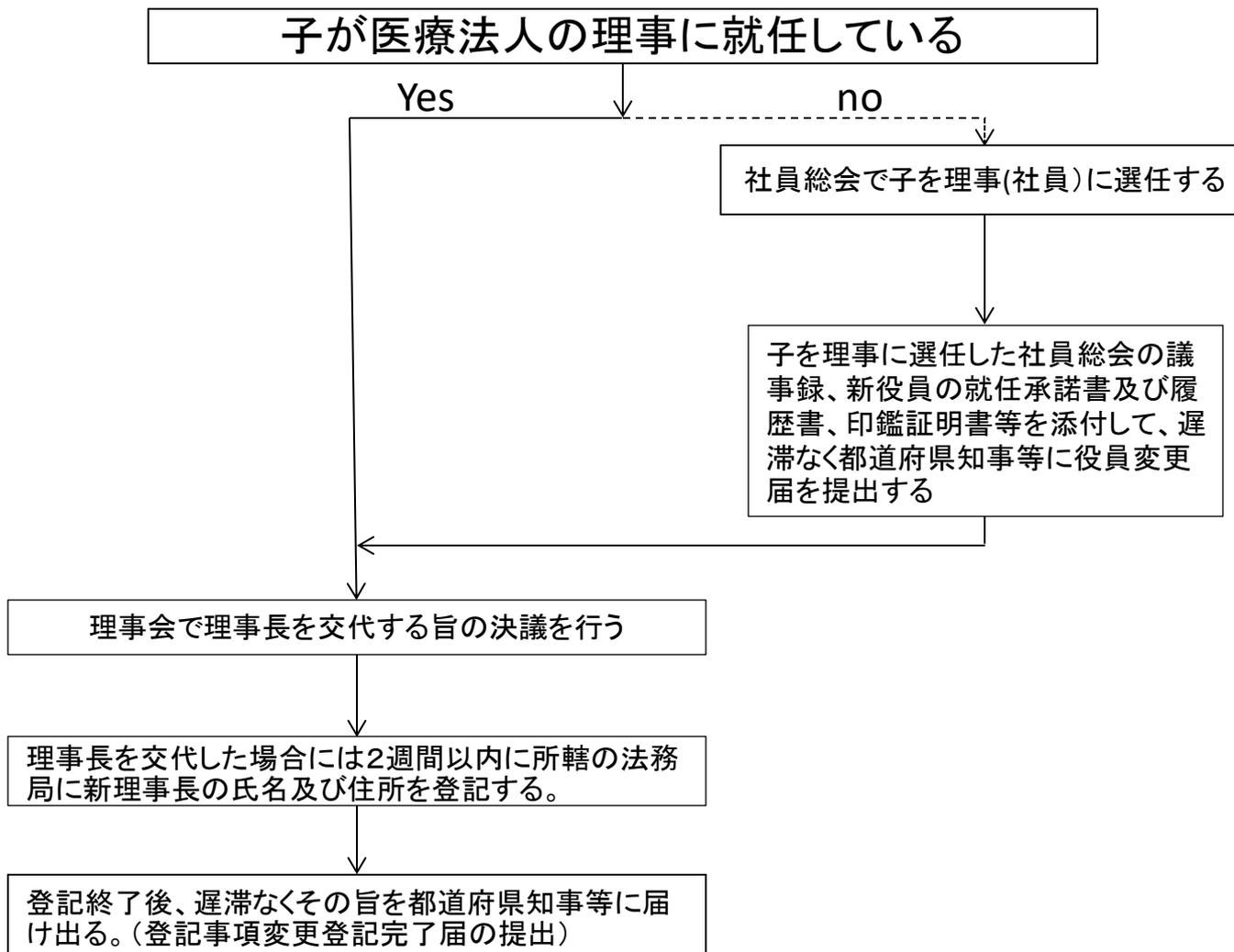
管理者 = 理事長（院長）

以上の様に所有と経営が分離

- ・ 所有の承継 出資持分の移転（経過措置型医療法人の場合）
- ・ 経営の承継 理事長の交代
- ・ 閉院手続を必要としない
- ・ 法人所有の事業用財産の承継
- ・ 個人所有の事業用財産の承継 譲渡 賃貸

(1) 親族への承継

① 理事長の引継 (経営の承継) 理事長を子に交代する



②出資持分の移転（所有の承継）

医療法人の出資持分の移転 贈与 譲渡

(2) 第三者への承継

出資持分の評価 慎重に行う必要あり

借入金 前理事長の個人補償の整理 隠れ債務

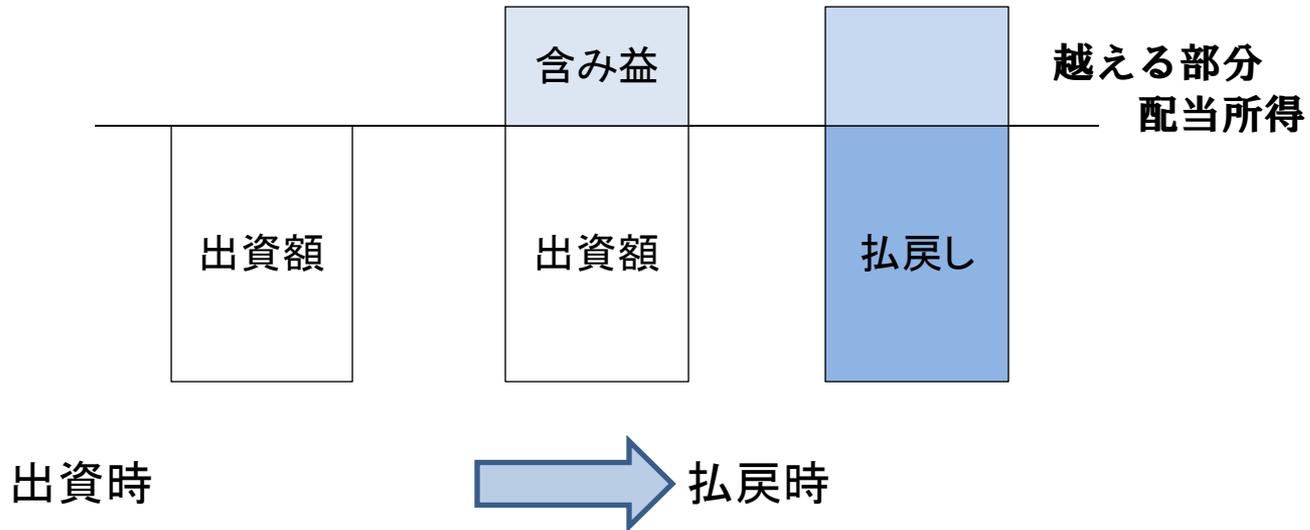
過去の医療事故等への危険担保必要

前理事長個人所有の事業用資産 譲渡か賃貸か

熟慮が必要な事項が多い！！

①前理事長が退社して承継する場合

持分あり医療法人の出資社員が退社した場合には
その出資額に応じて払戻しを受ける権利を有する。



- ②**譲渡により後継者に出資持分を承継させる場合**
 医療法人の出資持分の社員間の譲渡については
 「定款に反しない限り容認される」とされている。
 持分あり社団医療法人の出資持分は、「有価証券」に該当
 するため譲渡所得として前理事長に課税
 社員間の譲渡とするため承継前に後継者が社員の身分を
 獲得しておくことが重要

(3) 他の医療法人との合併

事業承継の一手法 後継者が不存在の場合など
合併により事業承継

都道府県知事等の認可が必要
合併の形態

形態	新設合併	当事者間の医療法人が解散し、新たな医療法人を設立する。
	吸収合併	1つの医療法人が存続したまま、その他の医療法人が解散する。

医療法人のメリット・デメリット

(1) メリット

① 税率格差による税負担の軽減

個人税率 所得税+住民税 最高55%

法人税率 法人税+法人住民税 最高35%

② 理事長（院長）給与について給与所得控除の活用

個人事業の場合は、事業主に対する給与の概念がない

法人の場合は、院長も給与所得者であり給与所得控除対象

③ 法人生命保険の利用（費用化）生命保険本来の保障重視

契約内容により保険料の一部を損金算入できる。（但し払戻し後に課税）

- ④ **役員退職金（理事長）の費用化（損金算入）**
個人事業の場合、事業主に対する退職金の概念はなく費用化できない
法人の場合、規定に基づき退職金を支給し損金算入出来る
※役員退職金＝最終報酬月額×勤続年数×功績倍率（2～3倍）
- ⑤ **社会保険診療報酬について源泉徴収されない**
個人事業の場合、支払基金から払込まれる診療報酬は、源泉税が差引かれて入金となる（診療報酬額－20万円）×10%の源泉徴収
法人の場合は、差引かれない
- ⑥ **相続対策、事業承継対策、M&A（合併・買収）が行いやすい**
- ⑦ **分院及び付帯業務（制限有り）の設置開設が可能**
個人事業の場合、複数の診療所開設は、不可
法人の場合は、定款変更認可を受けることにより可能
- ⑧ **家計と経営の分離による合理化**
個人事業の場合、事業用と自家用の収入・支出や資産・負債が混在する
法人の場合、事業用のみであるため、経営管理が行いやすい

(2) デメリット

- ① **剰余金の配当禁止**
医療法人は剰余金の配当が出来ない（医療法第五十四条に規定）
出資持分の評価が高額になることで持分の移転が難しい
相続時の税負担が大
- ② **交際費の損金算入に限度がある**
個人事業の場合、認められれば限度なく費用化可能
法人の場合、一定金額を損金算入出来ない

※交際費の損金算入限度額

資本金1億円超の法人・・・0円

資本金1億円以内の法人・・・交際費 \geq 600万円：600万円

交際費 $<$ 600万円の場合：交際費－（交際費 \times 10%）

③ **社会保険への強制加入**

保険料負担増（事業主1/2負担）

④ **理事長への貸付金に対する利息認定**

法人の場合、税務上認定利息を賦課しなければならない。

しかし、医療法では理事長に対する貸付金自体が剰余金の配当に当たるとしてその行為自体を禁止している。

⑤ **事業税の免税点がない**

個人事業の場合、事業主控除（290万円/年）の規定があるが
法人はなし

⑥ **付帯業務禁止規定により、行い得る業務に制限がある**

医療法に定められた本来業務と付帯業務以外行えない

⑦ **都道府県による検査や指導監督権限の強化**

決算の終了の都度、税務署以外に主務官庁である都道府県に事業報告書の提出が医療法に規定されている

決算後、資産の変更登記及び役員の登記（任期満了後）を行う

また、登記完了後都道府県知事に登記事項変更登記完了届の提出が

務付けられている

義

承継時の必要な手続・方法

(1) 手続き

医療法人の事業を承継する場合、出資持分の移転とともに理事長変更をすることとなり、諸官庁への手続き必要

(2) 方法

理事長の変更にあたっては、社員総会において社員入社の決議と理事の選任決議また、理事会において理事長の選任決議議事録をもって、法務局へ理事長の変更登記手続き
都道府県庁へは、役員変更届の提出と登記後、登記事項変更登記完了届の提出

諸官庁	手続き
都道府県庁	医療法人役員変更届(理事長)
	医療法人の登記事項変更届(理事長の変更)
法務局	理事長の変更登記
税務署	異動届(代表者変更)
保健所	開設許可(届出)事項一部変更届
地方厚生局	保険医療機関届出事項変更届(代表者)

ご清聴有難うございました。

株式会社 JPコンサルタンツ
認定登録医業経営コンサルタント
根 本 清 規

税理士法人 JPコンサルタンツ (株)JPコンサルタンツ